

ヤマイドタカシの一生

LGCJ T.K.

(この物語はフィクションです。実在の人物・団体とは一切関係ありません。)

LGCJ-1

第一部 起

東京地方裁判所

令和4年(わ)第○号

令和4年11月18日

本籍 東京都C区K○丁目

住居 東京都C区K○丁目□番1号

職業 会社員

山井戸隆 昭和63年2月11日生

上記の者に対する殺人、死体損壊被告事件について、当裁判所は、検察官井伊清次及び同山田夏吉並びに主任弁護人瀬田勇氣及び弁護人畑勘九郎出席の上審理し、次のとおり判決する。

主文

被告人を死刑に処する。

理由

罪となるべき事実

被告人は、

第一 令和4年4月13日午後6時頃から同日午後11時頃までの間に、東京都C区K○丁目□番1号の被告人自宅において、被告人の妻である山井戸かおり(以下「かおり」という。当時29歳)に対し、殺意をもって、その頸部を両手で絞めるなどし、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫により窒息により殺害した

第二 第一記載の日時場所において、被告人及びかおり夫婦の長女である山井戸祥子(以下「祥子」という。当時5歳)に対し、殺意をもって、その頸部を締め付けるなどし、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫により窒息により殺害した

第三 前記日時場所において、かおり及び祥子の両死体に灯油を用いて焼却し、もって死体を損壊した

ものである。

(証拠の標目) 略

(争点及びこれに対する判断) 略

(法令の適用) 略

(量刑の理由)

本件は、被告人が、同じ日に自分の妻子2名を殺害し、その死体を損壊したという極めて重大な事案である。

被告人は、いずれの被害者についても、手や腕で数分間にわたって強く頸部を圧迫し、窒

息により死亡させて殺害した。これ自体、極めて危険な犯行態様である。さらに、被告人は、被害者らに対し、顔面を多数回殴打するなど激しい暴行も執拗かつ一方的に加えている。被告人が自身の子である祥子に対しても、このような暴行、殺害方法をとったことは常軌を逸した凄惨な犯行というほかない。被害者らに落ち度はなく、同じ日に2名の命を奪った被告人に、人を殺害することに対する抵抗感を感じられない。遺族らが峻烈な処罰感情を抱き、死刑を求めることは当然というべきである。被告人の刑事責任は非常に重大であり、過去の量刑傾向を参酌しても、本件は死刑を選択すべき事案といえる。

ただし、死刑は生命を奪う究極の刑罰であるから、これを選択するにあたっては慎重でなければならない。そこで死刑を回避すべき特別な事情がないか検討すると、被告人が公判廷で語らないため、本件犯行を決意するに至った具体的事情は明らかではない。

被告人の家族関係は、平成28年9月28日に、かおりと結婚し、平成29年4月13日には祥子が生まれたというものであった。被告人は平成30年5月1日に、1億3000万円の住宅ローン契約を締結して自宅を新築し、住宅ローンの返済を被告人の給与で行っていた。被告人においては、令和元年5月10日に、K物産からM商社に転職しているところ、新型コロナウイルス感染症のまん延などの影響で営業成績が低迷し、住宅ローンの返済が滞るようになっていた。さらに、M商社での業務過多と相まって、日々、被告人は、精神的に追い詰められていった。被告人とかおりの夫婦仲が急速に悪化していき、本件当時には、かなり破綻に瀕していた。しかしながら、このような事情があったとしても、被告人において、かおりと相談をした様子も窺えず、或いは、法律の専門家に相談して、返済を猶予してもらいなどの方法をとるような他に通常取り得る手段をとった様子はない。そのような中で、妻であるかおりと自分の子わずか5歳に過ぎなかった祥子に、度重なる暴行を加え、その首を絞めて殺害し、さらには死体損壊に至ったのは、著しく身勝手に自己中心的なものと言わざるを得ない。本件において計画性があったかは明らかでないものの、死体損壊のための灯油を準備していたことからすると、計画性が完全になかったともいえない。

その他証拠上窺える事情一切を考慮したとしても、本件は極刑を選択することがやむを得ないとの結論に達した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑：死刑)

法務省刑秘第△号

東京高等検察庁検事長 波々見 心

令和5年12月13日上申に係る山井戸隆に対する死刑執行の件は、裁判言渡しのとおり執行せよ。

令和13年4月11日

法 務 大 臣 浅 尾 明 光